

## 調査の説明

### I 労働経済指標 (1~3頁参照)

### II 雇用及び失業

#### A 労働力調査 (4~15頁参照)

##### 調査の目的

統計法に基づく基幹統計『労働力統計』を作成するための統計調査であり、我が国における就業及び不就業の状態を明らかにするための基礎資料を得ることを目的としている。

##### 調査の沿革

昭和21年9月に開始し、約1年間の試験的期間を経て、昭和22年7月から本格的に実施している。その後、昭和25年4月から統計法（昭和22年法律第18号）による指定統計調査として、平成21年4月から統計法（平成19年法律第53号）による基幹統計調査として実施している。また、昭和57年には、地域別表章のための標本拡大、平成14年には、労働力調査特別調査を労働力調査に統合する改正を行っている。

##### 調査対象の範囲

調査の範囲は、我が国に居住している全人口である。ただし、外国政府の外交使節団、領事機関の構成員（随員を含む。）及びその家族、外国軍隊の軍人・軍属（その家族を含む。）は除外される。

この調査は標本調査として実施しており、国勢調査の約100万調査区から約2,900調査区を選定し、その調査区内から選定された約4万世帯（基礎調査票の対象世帯、特定調査票についてはうち約1万世帯が対象）及びその世帯員が調査対象となるが、就業状態は世帯員のうち15歳以上の者（約10万人）についてのみ調査している。

##### 調査の時期

調査は、毎月末日（12月は26日）現在で行い、就業状態については毎月の末日に終わる1週間（12月は20日から26日までの1週間。以下「調査週間」という。）の状態を調査する。

##### 調査の方法

1. 調査員は、担当調査区内にあるすべての住戸（住宅やその他の建物の各戸で、一つの世帯が居住できるようになっている建物又は建物の一区画）を記入した名簿を作成する。この名簿から総務省統計局の定める方法により指導員が所定数の住戸を選定する。選定された住戸について、そこに居住する世帯を調査する。

2. 調査は基礎調査票と特定調査票の2種類で行う。基礎調査票については、2年にわたり同一の2か月を調査し、特定調査票については2年目2か月目のみ調査する。

3. 調査員は、調査週間の始まる前7日以内に、選定された住戸を訪問し、その住戸に住んでいる世帯（以下「調査世帯」という。）に調査票を配布して記入を依頼し、併せて記入の説明を行う。また、調査週間の終了後3日以内に調査世帯を再び訪問し、記入内容を検査の上、調査票を収集する。

4. 調査票は、調査員から都道府県へ提出され、指導員が記入内容を検査した後、総務省統計局へ提出される。

##### 用語の定義

就業状態：15歳以上人口について、調査週間中の活動状態に基づき、ILO基準（昭和57年）に従い次のように区分した。

15歳以上人口  $\left\{ \begin{array}{l} \text{労働力人口} \\ \text{非労働力人口} \end{array} \right\} \left\{ \begin{array}{l} \text{就業者} \\ \text{完全失業者} \end{array} \right\} \left\{ \begin{array}{l} \text{従業者} \\ \text{休業者} \end{array} \right\}$

労働力人口：15歳以上人口のうち、「就業者」と「完全失業者」を合わせたもの

就業者：「従業者」と「休業者」を合わせたもの

従業者：調査期間中に賃金、給料、諸手当、内職収入などの収入を伴う仕事（以下「仕事」という。）を1時間以上した者。なお、家族従業者は、無給であっても仕事をしたとする。

休業者：仕事を持ちながら、調査週間に少しも仕事をしなかった者のうち、

- ① 雇用者で、給料・賃金の支払を受けている者又は受けることになっている者
- ② 自営業主で、自分の経営する事業を持ったまま、その仕事を休み始めたから30日にならない者

完全失業者：次の3つの条件を満たす者

- ① 仕事がなくて調査期間中に少しも仕事をしなかった（就業者ではない）
- ② 仕事があればすぐ働くことができる
- ③ 調査週間に、仕事を探す活動や事業を始める準備をしていた（過去の求職活動の結果を待っている場合を含む）

また、完全失業者の仕事を探し始めた理由によって、次のように区分した。

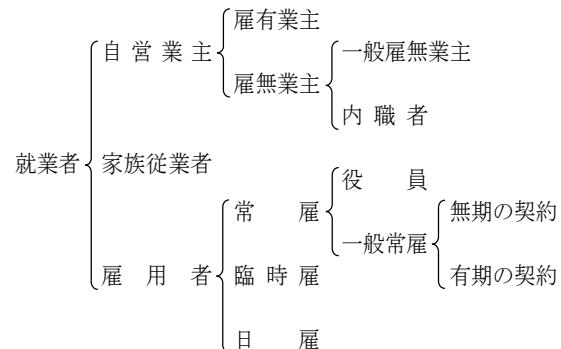
仕事をやめたため求職：「非自発的な離職」と「自発的な離職」を合わせたもの  
**非自発的な離職**：「定年又は雇用契約の満了による離職」と「勤め先や事業の都合による離職」を合わせたもの  
**定年又は雇用契約の**：定年や雇用期間の満了による離職失業者  
**勤め先や事業の都合**：勤め先や事業の都合（倒産、人員整理等）による離職失業者  
**自発的な離職(自己都合)**：自分又は家族の都合による離職失業者  
**新たに求職**：「学卒未就職」、「収入を得る必要が生じたから」及び「その他」を合わせたもの  
**学卒未就職**：学校を卒業して仕事に就くために、新たに仕事を探し始めた者  
**収入を得る必要が**：収入を得る必要が生じたた  
生じたから  
めに、新たに仕事を探し始めた者  
**その他の**：上記のどれにも当てはまらない場合で、新たに仕事を探し始めた者

**非労働力人口**：15歳以上の人口のうち、「就業者」と「完全失業者」以外の者

**労働力人口比率**：15歳以上人口に占める「労働力人口」の割合

**完全失業率**：「労働力人口」に占める「完全失業者」の割合

**従業上の地位**：就業者を次のように区分した。



**自営業主**：個人経営の事業を営んでいる者

**雇有業主**：一人以上の有給の従業者を雇って個人経営の事業を営んでいる者

**雇無業主**：従業者を雇わず自分で又は自分と家族だけで個人経営の事業を営んでいる者

**一般雇無業主**：「雇無業主」のうち、「内職者」を除いた者

**内職者**：自宅で内職（賃仕事）をしている者

**家族従業者**：自営業主の家族で、その自営業主の営

む事業に無給で従事している者

**雇用者**：会社、団体、官公庁又は自営業主や個人家庭に雇われて給料・賃金を得ている者及び会社、団体の役員

**常役**：「役員」と「一般常雇」を合わせたもの  
**員**：会社、団体、公社などの役員（会社組織になっている商店などの経営者を含む。）

**一般常雇**：1年を超える又は雇用期間を定めない契約で雇われている者で、「役員」以外の者

**無期の契約**：「一般常雇」のうち、雇用契約期間の定めがないもの（定年までの場合を含む。）

**有期の契約**：「一般常雇」のうち、雇用契約期間が1年を超えるもの

**臨時雇**：1か月以上1年以内の期間を定めて雇われている者

**日雇**：日々又は1か月未満の契約で雇われている者

#### 結果の推定方法

毎月の全国結果は、男女、年齢5歳階級（15区分）及び地域（11区分）別に、国勢調査に基づく推計人口をベンチマーク人口とする比推定によって算出している。

四半期平均、年平均等の平均結果は、該当する期間の月次結果を単純平均して算出している。

#### 推定値の標本誤差

標本誤差の大きさは、推定値の大きさのほか、調査項目の種類や調査年又は調査月によって異なる。その目安となる標準誤差は、副標本を用いて計算している。

#### 年平均結果の標準誤差

推定値の大きさ(万人)	標準誤差(万人)	標準誤差率(%)
5000	16.6	0.3
2000	9.9	0.5
1000	6.7	0.7
500	4.6	0.9
200	2.7	1.4
100	1.8	1.8
50	1.3	2.5
20	0.7	3.7
10	0.5	5.1

#### 月次結果の標準誤差

推定値の大きさ(万人)	標準誤差(万人)	標準誤差率(%)
5000	28.0	0.6
2000	17.8	0.9
1000	12.6	1.3
500	9.0	1.8
200	5.7	2.9
100	4.1	4.1
50	2.9	5.8
20	1.8	9.2
10	1.3	13.0

※ 平成26年1月～12月分を単純平均したもの

**B 毎月勤労統計調査**  
(調査の説明321～323頁参照)  
(16～26頁参照)

**C 雇用動向調査**  
(27～45頁参照)

**調査の目的**

主要産業における入職・離職及び未充足求人の状況並びに入職者・離職者に係る個人別の属性及び入職・離職に関する事情を調査し、雇用労働力の産業、規模、職業及び地域間の移動の実態を明らかにすること。

**調査対象の範囲**

1. 地域

全国

2. 産業

日本標準産業分類のうち、次に掲げる産業とする。

(1) 鉱業、採石業、砂利採取業

(2) 建設業

(3) 製造業

(4) 電気・ガス・熱供給・水道業

(5) 情報通信業

(6) 運輸業、郵便業

(7) 卸売業、小売業

(8) 金融業、保険業

(9) 不動産業、物品賃貸業

(10) 学術研究、専門・技術サービス業

(11) 宿泊業、飲食サービス業

(12) 生活関連サービス業、娯楽業（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く。）

(13) 教育、学習支援業

(14) 医療、福祉

(15) 複合サービス事業

(16) サービス業（他に分類されないもの）（外国公務を除く。）

3. 事業所

上記2に掲げる産業に属し、5人以上の常用労働者を雇用する民営、公営及び国営の事業所のうちから無作為抽出により抽出された約15,000事業所。

4. 入職者及び離職者

平成26年中に、3に属する事業所に入職又は同事業所から離職した常用労働者のうちから、それぞれ無作為抽出により抽出された入職者約170,000人、離職者約150,000人。

**調査の時期**

上半期調査 平成26年1月から同年6月までについて行った。

下半期調査 平成26年7月から同年12月までについて行った。

**調査事項**

1. 事業所に関する事項

(1) 事業所の名称、所在地、主な生産品の名称又は事業の内容及び企業全体の常用労働者数

(2) 性、雇用形態及び就業形態別常用労働者及び出向者の異動状況

(3) 性、年齢及び就業形態別常用労働者数（上半期調査のみ）

(4) 職業、就業形態別常用労働者数及び未充足求人数（上半期調査のみ）

2. 入職者に関する事項

(1) 属性に関する事項

性、年齢、学歴及び卒業した年

(2) 入職に関する事項

求職活動でのインターネット利用の有無、入職経路、就業形態、職業、前職の有無、入職前の勤め先の所在地又は入職前の居住所、在籍の有無

(3) 前職に関する事項

産業、職業、従業上の地位、離職期間、企業規模、転職理由及び転職による賃金変動状況

3. 離職者に関する事項

(1) 属性に関する事項

性、年齢、学歴及び卒業した年

(2) 離職直前の雇用状況に関する事項

就業形態、職業、勤続期間及び離職理由

**調査の方法**

(1) 事業所調査（事業所票）

厚生労働省が調査対象事業所に対して、郵送により事業所票を配布した。調査対象事業所が記入後、厚生労働省に返送した。

(2) 入職者調査（入職者票）

厚生労働省が委託した民間事業者が回収事業所票から調査対象入職者数を算出し、調査対象事業所に対して、郵送により調査対象入職者への入職者票の配布を依頼した。調査対象入職者が記入後、厚生労働省に返送した。

(3) 離職者調査（離職者票）

厚生労働省が委託した民間事業者が回収事業所票から調査対象離職者数を算出し、調査対象事業所に対して、郵送により離職者票を配布した。調査対象事業所が記入後、厚生労働省に返送した。

**用語の定義**

**常用労働者**……期間を定めず雇われている者、1ヵ月を超える期間を定めて雇われている者、1ヵ月以内の期間を定めて雇われている者又は日々雇われている者で、前2ヵ月にそれぞれ18日以上雇われた者。

**雇用期間の定めなし**……常用労働者のうち期間を定めずに雇われている者（試用又は見習養成期間中の者及び出向者を含む）。

**雇用期間の定めあり**……常用労働者のうち期間を定めて又は日々雇われている者。

**パートタイム労働者**……常用労働者のうち1日の所定労働時間がその事業所の一般労働者より短い者及びその事業所の一般労働者と1日の所定労働時間が同じでも1週の所定労働日数が少ない者。

**出向者**……常用労働者のうち企業間の契約又は企業の命令に基づき、他の企業の指揮命令を受けて勤務するために企業間を移動した者（在籍、移籍を問わない）。

**入職者**……調査期間中に新たに雇用契約を結んで常用労働者として雇用された者。

なお、常用労働者の範囲から除かれていた日雇労働者等で、何回も契約が更新された結果、調査期間中に、「雇用期間の定めありの常用労働者」に該当するに至った者、定年で退職し、引続き嘱託・臨時等として雇用された者及び系列企業などからの移動者（移籍出向を含む、ただし、派遣労働者は含まない）も入職者とした。

**離職者**……常用労働者数のうち調査期間中に雇用関係が終了した者及び系列企業への移動者（移籍出向を含む）をいう。

なお、定年で退職し、引続き嘱託・臨時等として雇用された者も定年退職の時、一度離職したものとして離職者に含む。

#### D 職業安定業務統計 (46~52頁参照)

#### E 学校基本調査 (53~55頁参照)

#### F 就労条件総合調査（平成27年） (調査の説明326~328頁参照) (56~62頁参照)

#### G 就業形態の多様化に関する総合実態調査 (63~73頁参照)

#### 調査の目的

正社員及び正社員以外の労働者のそれぞれの就業形態について、事業所側、労働者側の双方から意識的な面を含めて把握することで、多様な就業形態に関する諸問題に的確に対応した雇用政策の推進等に資することを目的とする。

#### 調査対象の範囲

##### 1. 地域

全国

##### 2. 産業

日本標準産業分類（平成19年11月改定）に基づく次の

16大産業〔鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品販賣業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く。）、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）（外国公務を除く。）〕。

#### 事業所及び労働者

上記に掲げる産業に属する5人以上の常用労働者を雇用する事業所及び当該事業所に就業している労働者。

#### 3. 調査対象

##### (1) 事業所調査

上記2に掲げる産業に属し、5人以上の常用労働者を雇用する事業所を対象とし、そのうちから、産業別、事業所規模別に層化し、無作為に抽出した事業所を調査客体とした。

##### (2) 個人調査

上記(1)の事業所調査の対象の事業所において就業している労働者を対象とし、事業所調査の調査客体となった事業所において就業している労働者のうちから、就業形態別に無作為抽出した労働者を調査客体とした。

#### 調査の時期

平成26年10月1日現在の状況について、事業所調査は平成26年9月26日から10月15日までの間に、個人調査は平成26年10月10日から11月30日までの間に実施した。

#### 調査事項

##### 1. 事業所調査

- (1) 事業所の属性
- (2) 労働者比率の変化
- (3) 正社員以外の労働者を活用する理由
- (4) 正社員以外の労働者の活用上の問題点
- (5) 就業形態別各種制度の適用状況

##### 2. 個人調査

- (1) 個人の属性
- (2) 就業の実態について
- (3) 賃金等について
- (4) 各種制度及び満足度について

#### 調査の方法

##### (1) 事業所調査

事業所票を厚生労働省から調査対象事業所に郵送し、調査対象事業所が記入した後、厚生労働省に返送。

##### (2) 個人調査

回収した事業所票から厚生労働省が業務を委託した民間事業者が調査対象労働者数を算出し、事業所調査対象事業所に調査対象労働者への個人票の配布を依頼。調査対象労働者が個人票に記入後、厚生労

労省に郵送。

#### 用語の定義

##### 1. 常用労働者

- 次の①～③のいずれかに該当する者をいう。
- ① 期間を定めずに雇われている者
  - ② 1か月を超える期間を定めて雇われている者
  - ③ 日々雇われている者又は1か月以内の期間を定めて雇われている者であって、8月及び9月の各月に各々18日以上雇われた者
- なお、事業所規模は常用労働者数により区分している。

##### 2. 就業形態

この調査では、労働者は以下の8つの就業形態に区分している。

また、「出向社員」、「契約社員（専門職）」、「嘱託社員（再雇用者）」、「パートタイム労働者」、「臨時労働者」、「派遣労働者（受け入れ）」、「その他」を合わせて「正社員以外の労働者」という。

###### (1) 正社員

雇用されている労働者で雇用期間の定めの無い者  
のうち、他企業への出向者などを除いたいわゆる正  
社員をいう。

###### (2) 出向社員

他企業より出向契約に基づき出向してきている者  
をいう。出向元に籍を置いているかどうかは問わな  
い。

###### (3) 契約社員（専門職）

特定職種に従事し、専門的能力の開発を目的とし  
て雇用期間を定めて契約する者をいう。

「特定職種」とは、例えば、科学研究者、機械・  
電気技術者、プログラマー、医師、薬剤師、デザイ  
ナーなどの専門職種をいう。

###### (4) 嘱託社員（再雇用者）

定年退職者等を一定期間再雇用する目的で契約し、  
雇用する者をいう。グループ企業の退職者を含む。

###### (5) パートタイム労働者

常用労働者のうち、フルタイム正社員より1日の  
所定労働時間が短いか、1週間の所定労働日数が少  
ない者をいう。

###### (6) 臨時労働者

常用労働者に該当しない労働者（雇用契約期間が  
日々又は1か月以内の労働者のうち、平成26年8月  
又は9月に雇われた日数がいずれかの月において17  
日以下である者）をいう。

###### (7) 派遣労働者（受け入れ）

「労働者派遣法」に基づき派遣元事業所から派遣  
されてきている労働者をいう。

###### ① 「登録型」

派遣会社に派遣スタッフとして登録しておく形  
態をいう。

##### ② 「常時雇用型」

派遣元と常時、雇用契約を結んでいる状態で派  
遣先で働く形態をいう。

##### (8) その他

上記以外の労働者で雇用されている者をいう。  
(フルタイム正社員と1日の所定労働時間と1週の  
所定労働日数がほぼ同じで、「パート」などの名称  
で呼ばれる者を含む。)

#### H 労働経済動向調査

(74～83頁参照)

##### 調査の目的

景気の変動、労働力需給の変化等が、雇用、労働時間  
等に及ぼしている影響や、それらに関する今後の見通し、  
対応策等について調査し、労働経済の変化の方向、当面  
の問題点等を明らかにすること。

##### 調査の沿革

昭和41年8月に始まり、年2回（2月、8月）実施し  
ていたが、昭和50年以降は年4回（2月、5月、8月、  
11月）実施し今日に至っている。

##### 調査対象の範囲

###### 1. 地域

日本国全域

###### 2. 産業

日本標準産業分類に基づく次に掲げる産業とする。

- (1) 建設業
- (2) 製造業
- (3) 情報通信業
- (4) 運輸業、郵便業
- (5) 卸売業、小売業
- (6) 金融業、保険業
- (7) 不動産業、物品賃貸業
- (8) 学術研究、専門・技術サービス業

（学術研究のうち、学術・開発研究機関を除  
く。）

###### (9) 宿泊業、飲食サービス業

（飲食サービス業のうち、バー、キャバレー、ナ  
イトクラブを除く。）

###### (10) 生活関連サービス業、娯楽業

（生活関連サービス業のうち、家事サービス業、  
火葬・墓地管理業及び冠婚葬祭業を除く。）

###### (11) 医療、福祉

###### (12) サービス業（他に分類されないもの）

（政治・経済・文化団体、宗教、その他のサービ  
ス業及び外国公務を除く。）

###### 3. 事業所

上記2に掲げる産業に属し、常用労働者30人以上を雇  
用する民営事業所から産業別の労働者数による確率比例

抽出法により抽出した約5,800事業所。

#### 調査の時期

2月1日、5月1日、8月1日、11月1日

#### 調査事項

##### 1. 事業所の属性に関する事項

事業所の名称、所在地及び企業の常用労働者数

##### 2. 生産・売上等の動向と増減（見込）理由に関する事項

- (1) 生産・売上額等の対前期増減（見込）状況
- (2) 生産・売上額等の対前期増減（見込）理由

##### 3. 雇用、労働時間の動向に関する事項

- (1) 所定外労働時間の対前期増減（見込）状況
- (2) 労働者数の対前期増減（見込）状況

(3) 常用労働者の中途採用の実績・予定

##### 4. 常用労働者数、労働者の過不足感及び未充足求人数に関する事項

##### 5. 雇用調整等の実施状況に関する事項

##### 6. 特別項目

#### 調査の方法

調査票を用い郵送方式及びインターネット（オンライン方式）により、実施した。

## III 賃 金

### A 毎月勤労統計調査

(84~121頁参照)

#### 調査の目的

本調査は次の3つの調査から構成されており、雇用、賃金及び労働時間について、全国調査にあってはその全国的の変動を毎月明らかにすることを、地方調査にあってはその都道府県別の変動を毎月明らかにすることを、特別調査にあっては全国調査及び地方調査を補完することを目的とする。

- ─ 全国調査（規模5人以上、毎月）
- ─ 地方調査（規模5人以上、毎月）
- ─ 特別調査（規模1~4人、毎年7月）

#### 調査の沿革

本調査の前身は、大正12年7月から内務省が工場及び鉱山を対象として毎月実施した「職工（鉱夫）賃銀毎月調査」で、昭和19年7月に現在の名称となった。23年の労働省の発足とともに労働省（現厚生労働省）に移管され、現在に及んでいる。労働省に移管されて以降の主要な改変事項は次のとおり。

##### 1. 昭和25年1月

従来、産業別にそれぞれ異なっていた調査範囲（事業所の最小規模）を統一（30人以上）するとともに、標本調査としての体裁を整えた。

##### 2. 昭和26年4月

調査の目的を拡大し、都道府県別の結果をみるための地方調査を新設した。

##### 3. 昭和27年1月

建設業を調査産業に加えた。

##### 4. 昭和32年7月

5~29人規模を対象とする乙調査及び1~4人規模を対象とする特別調査を新設した。（これまでの30人以上規模を対象とする調査は甲調査）

##### 5. 昭和46年1月

サービス業を調査産業（地方調査は47年4月）に加えた。

##### 6. 昭和55年7月

1~4人規模を対象とする特別調査を1~29人規模に拡大した。

##### 7. 平成2年1月

甲調査（30人以上）と乙調査（5~29人）を統合し、全国調査、地方調査の調査体系を5人以上に拡大した。特別調査は規模1~4人を調査対象とした。

##### 8. 平成5年1月

パートタイム労働者の賃金、労働時間についての調査項目を新設した。

##### 9. 平成17年1月

平成14年3月改定の日本標準産業分類に基づく集計、公表を開始（特別調査は平成16年）した。

##### 10. 平成22年1月

平成19年11月改定の日本標準産業分類に基づく集計、公表を開始（特別調査は平成21年）した。

#### 調査対象の範囲

##### 1. 全国調査

日本標準産業分類にいう鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品貸貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く）、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）（外国公務を除く）に属し、常用労働者を常時5人以上雇用する民営、国営及び公営の全事業所から抽出された約33,000事業所について調査を行っている。

この調査の標本設計は常用労働者一人平均月間きまとて支給する給与の標本誤差率が、産業、事業所規模別に一定の範囲内となるように行っている。

調査事業所の抽出は、30人以上規模の事業所は、最新の経済センサス結果により事業所全数リストを作成し、この中から産業、事業所規模別に、全部で約16,700事業所を無作為に抽出し調査を行っている。抽出後は約3年間継続して調べ、約3年が経過した時点で、最新の事業所全数リストを用いて抽出した標本に一斉に抽出替えを

する。

一方、5～29人規模事業所は、まず、全国を約7万に分けて設定した毎勤調査区から抽出した約1,900区について、5～29人規模事業所の名簿を作成し、次にその名簿から約16,500事業所を抽出する二段抽出法によって抽出している。調査期間は原則として18か月間である。ただし、抽出と標本事業所の交替は、30人以上事業所のように一斉に行うのではなく、半年ごとに全体の3分の1について行うローテーション方式による。

## 2. 地方調査

全国調査と同一の産業及び規模の事業所約43,500事業所について行っている。

## 3. 特別調査

最新の経済センサスを基に設定した毎勤特別調査区の中から、一定の方法により抽出された調査区に所在し、日本標準産業分類にいう、鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く）、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）（外国公務を除く）に属し、毎年、7月末現在1～4人の常用労働者を雇用する事業所全部について行っている。

## 調査の時期

全国調査及び地方調査は毎月末、特別調査については毎年7月末日（給与締切日の定めがある場合においては当該月の最終給与締切日）現在について行っている。

## 調査の方法

1. 30人以上規模の事業所・・・郵送調査またはオンライン方式
2. 5～29人規模の事業所・・・調査員による実地他計方式またはオンライン方式
3. 1～4人規模の事業所・・・調査員による実地他計方式

## 用語の定義

### 1. 常用労働者数

「常用労働者」とは、次のうちいずれかに該当する労働者である。

- (1) 期間を定めず、または1か月を超える期間を定めて雇われている者
- (2) 日々又は1か月以内の期間を限って雇われている者のうち、前2か月の各月にそれぞれ18日以上雇われた者。

なお、(i)重役、理事などの役員でも、部長、工場長などのように、常時勤務して、一般の労働者と同じ給与規則で毎月給与が支払われている者及び(ii)事業主の家族でも、常時その事業所に勤務し、他の労働者と同じ給与規則で毎月給与が支払われ、上記(1)または(2)を満た

している者は、常用労働者に含める。

「パートタイム労働者」とは、常用労働者のうち次のいずれかに該当する労働者である。

- (イ) 1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者
- (ロ) 1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない者。

「一般労働者」とは、「常用労働者」のうち、「パートタイム労働者」を除いた労働者をいう。

### ・パートタイム労働者比率

「パートタイム労働者比率」とは、調査期間末の全常用労働者に占めるパートタイム労働者の割合を百分率化したものという。

### ・入職率、離職率

「入職率」とは、調査期間中に採用、転勤等で入職（同一企業内の事業所間の異動も含まれる。）した常用労働者数を前調査期間末の全常用労働者数で除し百分率化したものという。

「離職率」とは、調査期間中に退職、転勤等で離職（同一企業内の事業所間の異動も含まれる。）した常用労働者数を前調査期間末の全常用労働者数で除し百分率化したものという。

## 2. 出勤日数

調査期間中に労働者が実際に出勤した日数のことである。有給であっても事業所に出勤しない日は出勤日にならないが、午前0時から翌日午前0時までの間に1時間でも就業すれば出勤日とする。

### 3. 実労働時間数

調査期間中に労働者が実際に労働した時間数のことである。休憩時間は給与が支給されると否とにかかわらず除かれるが、鉱業の坑内作業者の休憩時間や、いわゆる手待時間は含める。本来の職務外として行われる宿直の時間は含めない。

「所定内労働時間数」とは、事業所の就業規則で定められた正規の始業時刻と終業時刻との間の実労働時間数のことである。

「所定外労働時間数」とは、早出、残業、臨時の呼出、休日出勤等の実労働時間数のことである。

「総実労働時間数」とは、「所定内労働時間数」と「所定外労働時間数」との合計である。

## 4. 現金給与額

現金給与額とは、所得税、社会保険料、組合費、購売代金等を差し引く以前の金額のことである。

「きまつて支給する給与」（定期給与）とは、労働契約、団体協約あるいは事業所の給与規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給与のことであって、所定外給与（下記参照）を含む。

「所定内給与」とは、きまつて支給する給与のうち所定外給与以外のものをいう。

「所定外給与」（超過労働給与）とは、所定の労働時

間を超える労働に対して支給される給与や、休日労働、深夜労働に対して支給される給与のことであり、時間外手当、早朝出勤手当、休日出勤手当、深夜手当等である。

「特別に支払われた給与」（特別給与）とは、調査期間中に一時的又は突発的理由に基づいて、あらかじめ定められた契約や規則等によらない労働者に現実に支払われた給与や、あらかじめ支給条件、算定方法が定められていても、その給与の算定が3カ月を超える期間ごとに行われるものをいう。

また、夏季、年末賞与等のようにあらかじめ支給条件は決められているがその額の算定方法が決定されていないものや、結婚手当等の支給条件、支給額が労働契約等によってあらかじめ確定していても非常にまれに支給されたり支給事由の発生が不確定なものも含める。

「現金給与総額」とは、「きまつて支給する給与」と「特別に支払われた給与」との合計額である。

#### 調査結果の推定と標本誤差

##### 1. 全国調査

毎月の結果は事業所からの報告をもとにして、調査対象産業・規模に属する全国の全事業所に対応するものとして推定された数値で、若干の標本誤差を伴うが、「きまつて支給する給与」の標本誤差率の限度は下表のとおりであって、推定数値を中心としてその前後に標本誤差率の幅だけの区間をとれば、その区間に悉皆調査から得られるはずの正確な値があることが約3分の2の確率で期待される。

	(%)			
	500人以上	100～499人	30～99人	5～29人
産業大分類 <sup>(注)</sup>	0	2	2	2
中 分 類	0	3	3	3

(注) 卸売業、小売業、宿泊業、飲食サービス、医療、福祉及びサービス業（他に分類されないもの）の一括分の抽出区分を含む。

##### 2. 地方調査

毎月の結果は各都道府県の調査対象産業・規模の全事業所に対応するものとして推定された数値である。各都道府県における「きまつて支給する給与」の標本誤差率は、産業・規模ごとに10%となっている。

##### 3. 特別調査

毎年の結果は事業所からの報告をもとにして、調査対象産業に属す全国の規模1～4人の全事業所に対応するものとして推定された数値である。主な事項の標本誤差率は次表のとおりである。

#### 産業別達成精度（全国）

きまつて支給する現金給与額

産業	標準誤差率 (%)
調査産業計	0.7
鉱業、採石業、砂利採取業	6.3
建設業	1.0
製造業	1.5
電気・ガス・熱供給・水道業	9.1
情報通信業	4.6
運輸業、郵便業	3.3
卸売業、小売業	1.2
金融業、保険業	4.4
不動産業、物品賃貸業	2.3
学術研究、専門・技術サービス業	1.8
宿泊業、飲食サービス業	2.3
生活関連サービス業、娯楽業	1.8
教育、学習支援業	4.9
医療、福祉	1.6
複合サービス事業	2.3
サービス業（他に分類されないもの）	1.5

#### 都道府県別達成精度

きまつて支給する現金給与額（調査産業計）

標準誤差率	都道府県名
3.0%以下	秋田、東京、富山、鳥取、島根、徳島
3.1～4.0%	北海道、青森、岩手、山形、福島、埼玉、千葉、神奈川、新潟、福井、山梨、長野、静岡、愛知、京都、大阪、和歌山、岡山、山口、香川、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、鹿児島
4.1～5.0%	宮城、茨城、群馬、石川、滋賀、兵庫、奈良、広島、愛媛、沖縄
5.1%以上	栃木、岐阜、三重、宮崎

全国でみた調査産業計の常用労働者1人平均「きまつて支給する現金給与額」の標準誤差率を1%以内、都道府県別にみた調査産業計の常用労働者1人平均「きまつて支給する現金給与額」の標準誤差率を5%以内にすることを主眼にして標本設計を行った。

#### B 賃金構造基本統計調査

(122～203参照)

#### 調査の目的

主要産業に雇用される労働者について、その賃金の実態を労働者の雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数、経験年数別等に明らかにする。

## 調査の沿革

昭和23年以来毎年実施されている賃金構造に関する一連の調査の系列に属し、我が国の賃金構造の実態を詳細に把握することを目的として実施されているものである。昭和29年の調査以来、現在のような調査の形態となり、昭和33年に指定統計第94号に指定され、昭和39年より「賃金構造基本統計調査」の名称で実施している。昭和51年に調査対象範囲が現在のものとなり、昭和57年に3年サイクルで大規模調査を行う方式を変更した後、現在の調査規模で毎年実施している。

## 調査対象の範囲

### 1. 地域

日本国全域

ただし、次の地域を除く。

北海道	奥尻郡、苦前郡のうち羽幌町大字天売及び大字焼尻、礼文郡、利尻郡
東京都	利島村、新島村、神津島村、三宅村、御藏島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
長崎県	五島市、西海市のうち崎戸町大字平島及び大字江島、北松浦郡のうち小値賀町、佐世保市のうち宇久町、南松浦郡
鹿児島県	西之表市、鹿児島郡のうち三島村及び十島村、薩摩川内市のうち里町、上甑町、下甑町及び鹿島町、熊毛郡、大島郡のうち喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町及び与論町
沖縄県	国頭郡のうち伊江村、島尻郡のうち久米町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、伊平屋村及び伊是名村、宮古島市のうち伊良部、宮古郡のうち多良間村、八重山郡

### 2. 産業

日本標準産業分類のうち、次に掲げる産業とする。

- (1) 鉱業、採石業、砂利採取業
- (2) 建設業
- (3) 製造業
- (4) 電気・ガス・熱供給・水道業
- (5) 情報通信業
- (6) 運輸業、郵便業
- (7) 卸売業、小売業
- (8) 金融業、保険業
- (9) 不動産業、物品賃貸業
- (10) 学術研究、専門・技術サービス業
- (11) 宿泊業、飲食サービス業
- (12) 生活関連サービス業、娯楽業（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く。）
- (13) 教育、学習支援業
- (14) 医療、福祉

### (15) 複合サービス事業

(16) サービス業（他に分類されないもの）（外国公務を除く。）

### 3. 事業所

2. に掲げる産業に属する次に掲げるもののうちから、一定の方法によって抽出された事業所である。

- (1) 常用労働者10人以上を雇用する事業所（民営の事業所及び特定独立行政法人の労働関係に関する法律（昭和23年法律第257号）第2条第1号に規定する特定独立行政法人又は地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第3号に規定する地方公営企業等に係る事業所に限る。）
- (2) 常用労働者5人以上9人以下を雇用する事業所（民営の事業所であって常用労働者5人以上9人以下を雇用する企業に属する事業所に限る。）

### 4. 労働者

3. の事業所に雇用される労働者（船員法（昭和22年法律第100号）第1条の規定による船員を除く。）のうちから、一定の方法によって抽出された労働者である。

## 調査の時期

1. 調査事項のうち最終学歴、年齢、勤続年数、経験年数のように一定の時点における事実については、平成26年6月末日現在（給与締切日の定めがある場合には6月の最終給与締切日現在）。
2. 調査事項のうち実労働日数、所定内実労働時間数、超過実労働時間数、きまって支給する現金給与額、超過労働給与額のように一定の継続する期間内の事実については、平成26年6月1日から6月30日まで（給与締切日の定めがある場合には、6月の最終締切日以前1か月間）の分。ただし、年間賞与その他特別給与額については、平成25年1月1日から平成25年12月31日までの分（期間の中途以後に採用されたものについては採用日以降1年間又は平成26年6月30日までの分）。

## 調査事項及び用語の定義

### 1. 事業所に関する事項

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 主要な生産品の名称又は事業の内容
- (3) 事業所の雇用形態別労働者数
- (4) 企業全体の常用労働者数
- (5) 新規学卒者の初任給額及び採用人員（民営の事業所に限る。）

### 2. 労働者に関する事項

- (1) 性
- (2) 雇用形態  
常用労働者のうち、「正社員・正職員」と「正社員・正職員以外」の区別、「雇用期間の定め無し」と「雇用期間の定め有り」の区別及び臨時労働者。
- (3) 就業形態（常用労働者に限る。）  
常用労働者のうちの一般労働者、短時間労働者の区別。

- (4) 最終学歴（短時間労働者以外の常用労働者に限る。）  
最終卒業学校による区分。
- (5) 年齢  
平成26年6月末日現在の満年齢。
- (6) 勤続年数（常用労働者に限る。）  
平成26年6月末日までに勤続した年数。
- (7) 労働者の種類（鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業及び港湾運送業に属する事業所であって、常用労働者10人以上を雇用する事業所に雇用される常用労働者に限る。）  
生産労働者（物の生産が行われている現場、建設作業の現場等に従事する者）であるか管理・事務・技術労働者（生産労働者以外の者）であるかの区別。
- (8) 役職又は職種  
あらかじめ指定した5役職（常用労働者100人以上を雇用する企業に雇用される常用労働者に限る。）又は129職種に該当する労働者についてその役職又は職種。
- (9) 経験年数（調査職種に属する労働者についてのみ調査）  
平成26年6月末日現在でその職種に従事してきた年数。
- (10) 実労働日数  
調査期間中に実際に労働した日数。
- (11) 所定内実労働時間数  
事業所の就業規則などで定められた所定労働日における始業時刻から終業時刻までの時間において、実際に労働した時間数。
- (12) 超過実労働時間数  
調査期間における超過実労働時間数。
- (13) 1日当たり所定内実労働時間数  
各労働者ごとに所定内実労働時間を実労働日数で除したものである。1時間未満の端数がある場合には、小数点以下第二位を四捨五入して求めている。
- (14) きまって支給する現金給与額（超過労働給与額を含む。）  
労働契約、労働協約あるいは事業所の就業規則などによってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給与。
- (15) 所定内給与額  
きまって支給する現金給与額のうち、超過労働給与額を差し引いた額をいう。  
超過労働給与額とは、「きまって支給する現金給与額」の一部であり、時間外勤務給、深夜勤務給、休日出勤給、宿日直給等である。
- (16) 年間賞与その他特別給与額（常用労働者に限る。）  
昨年1年間における賞与、期末手当等のいわゆるボーナスのほか一時的又は突発的理由に基づいてある。

らかじめ定められた労働契約、就業規則等によらないで支給された給与及びあらかじめ定められているが3か月を超える期間ごとに算定され支給された給与の額。

#### (17) 初任給額

平成26年に採用し、6月30日現在で実際に雇用している新規学卒者（平成26年3月に学校教育法に基づく高校、高専・短大又は大学を卒業した者及び大学院修士課程を修了した者）の所定内給与額から通勤手当を除いたものであり、かつ、平成26年6月30日現在で平成26年度の初任給額として確定したものである。

#### 調査の方法

##### 1. 抽出方法

調査の範囲に含まれる全事業所の中から都道府県、事業及び事業所規模別に所定の率により調査事業所（約78,000事業所）を抽出し、更にその調査事業所に雇用される全労働者の中から産業、事業所規模別に所定の率により調査労働者を抽出した。

##### 2. 調査方法

都道府県労働局及び労働基準監督署の職員並びに統計調査員によって実地自計調査した。

##### 3. 集計方法

調査票の集計は独立行政法人統計センターに委託した。

#### 結果の推定方法

目標精度は、常用労働者の1人平均所定内給与額について設定し、結果利用の重要度を考慮して、都道府県、表章産業及び企業規模別の標準誤差率を5%以内に定めている。

#### C 就労条件総合調査（平成27年）

（調査の説明326～328頁参照）

（204～209頁参照）

#### D 賃金引上げ等の実態に関する調査

（210～213頁参照）

#### 調査の目的

民間企業（労働組合のない企業を含む）における賃金・賞与の改定額、改定率、賃金・賞与の改定方法、改定に至るまでの経緯等を把握することを目的に、昭和44年以降毎年実施している。

#### 調査対象の範囲

##### 1. 地域

日本国全域

##### 2. 産業

日本標準産業分類のうち、次に掲げる産業とする。

(1) 鉱業、採石業、砂利採取業

(2) 建設業

- (3) 製造業
- (4) 電気・ガス・熱供給・水道業
- (5) 情報通信業
- (6) 運輸業、郵便業
- (7) 卸売業、小売業
- (8) 金融業、保険業
- (9) 不動産業、物品賃貸業
- (10) 学術研究、専門・技術サービス業
- (11) 宿泊業、飲食サービス業
- (12) 生活関連サービス業、娯楽業（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く。）
- (13) 教育、学習支援業
- (14) 医療、福祉
- (15) サービス業（他に分類されないもの）（外国公務を除く。）

### 3. 調査対象（企業）

主たる事業が上記2に掲げる産業に属する民営の企業で、製造業及び卸売業、小売業については常用労働者30人以上を雇用する企業、その他の産業については常用労働者100人以上を雇用する企業のうちから、産業及び企業規模別に系統抽出した3,539企業とした。

### 4. 調査企業の抽出

母集団は平成24年次フレームによって得られた企業で、抽出は産業、企業規模別に系統抽出の方法により行った。

### 調査の時期

平成26年1～12月の1年間について平成26年8月に調査を行った。

### 調査事項

#### 1. 企業に関する事項

企業の名称、本社の所在地、企業の主な製品又は事業の内容、常用労働者数、労働組合の有無等

#### 2. 賃金の改定に関する事項

賃金の改定実施の有無、内容、改定時期、一人平均賃金の改定額、賃金の改定率、賃金の改定方式等

#### 3. 賃金の改定事情に関する事項

賃金の改定の決定に当たっての重視要素等

#### 4. 賞与支給に関する事項

賞与支給状況及び決定方式、労働組合との賞与要求交渉等

### 調査の方法

郵送調査により実施した

## E 春季賃上げ状況

(214～215頁参照)

## IV 労 働 時 間

### A 毎月勤労統計調査

(調査の説明321～323頁参照)  
(216～240頁参照)

### B 就労条件総合調査（平成27年）

(241～247頁参照)

### 調査の目的

我が国の企業の賃金制度、労働時間制度、労働費用、福祉施設・制度、退職給付制度、定年制等について総合的に調査し、明らかにすることを目的としている。

平成27年調査においては、労働時間制度、定年制等、賃金制度について調査した。

### 調査の沿革

「賃金制度調査」、「給与構成調査」及び「労働時間制度調査」を一つに統合し、昭和41年10月以降実施していた「賃金労働時間制度総合調査」に、従来、別に実施していた「労働者福祉施設制度等調査」を統合・整備して、昭和59年以降「賃金労働時間制度等総合調査」として実施してきた。平成12年度より、調査対象期日を12月末日現在から翌1月1日現在に変更し、調査名を改め「就労条件総合調査」とした。

従来実施してきた調査について簡単な沿革を述べると、まず、「賃金制度調査」は、従来不定期的に実施されており、昭和32年に行った「給与制度特別調査」、昭和38年に行った「賃金制度調査」がこれに当たる。「給与構成調査」は昭和23年より毎年1回実施し、途中昭和38年に給与分類基準の改定を行ったが、昭和40年まで引き続き実施してきたものである。「労働時間制度調査」は昭和28年より毎年1回（ただし、29年、31年を除く。）実施し、この間、調査事項について若干の改定はあったが、一貫して主要産業における労働時間制度を調査してきたものである。「労働費用」については、昭和40～46年までは「労働費用調査」、47年以降58年までは「労働者福祉施設制度等調査」で実施してきた。

「福祉施設制度」は、47年から58年まで「労働者福祉施設制度等調査」で調査してきた。

また平成17年からは「定年制」が雇用管理調査から移管された。

### 調査対象の範囲

#### 1. 地域

日本国全域

#### 2. 産業

日本標準産業分類のうち、次に掲げる産業とする。

- (1) 鉱業、採石業、砂利採取業
- (2) 建設業
- (3) 製造業
- (4) 電気・ガス・熱供給・水道業

- (5) 情報通信業
- (6) 運輸業、郵便業
- (7) 卸売業、小売業
- (8) 金融業、保険業
- (9) 不動産業、物品販賣業
- (10) 学術研究、専門・技術サービス業
- (11) 宿泊業、飲食サービス業
- (12) 生活関連サービス業、娯楽業（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く。）
- (13) 教育、学習支援業
- (14) 医療、福祉
- (15) 複合サービス事業
- (16) サービス業（他に分類されないもの）（政治・経済・文化団体、宗教及び外国公務を除く。）

### 3. 企 業

2に掲げる産業に属し、常用労働者が30人以上の民営法人のうち、無作為抽出により抽出した約6,300企業

#### 調査の時期

原則として、平成27年1月1日現在について行った。ただし、年間データについては、平成26年1年間（又は平成25会計年度）を対象として、平成26年12月1日から平成27年1月31日までの間に調査を行った。

#### 調査事項

##### 1. 企業の属性に関する事項

- (1) 企業の名称
- (2) 本社の所在地
- (3) 企業の主な生産品の名称又は事業の内容
- (4) 企業全体の全常用労働者数
- (5) 労働組合の有無
- (6) 期間を定めずに雇われている労働者数
- (7) 企業にある業務

##### 2. 労働時間制度に関する事項

- (1) 所定労働時間
- (2) 週休制
- (3) 年間休日総数
- (4) 年次有給休暇
- (5) 変形労働時間制
- (6) みなし労働時間制

##### 3. 定年制等に関する事項

- (1) 定年制
- (2) 定年後の措置

##### 4. 賃金制度に関する事項

- (1) 時間外労働の割増賃金率
- (2) 諸手当

#### 調査の方法

民間委託により調査を実施した。

#### 用語の定義

##### 1. 所定労働時間

就業規則等に定められた始業時刻から終業時刻までの時間から休憩時間を差し引いた労働時間をいう。

### 2. 週休制

#### (1) 週休1日制又は週休1日半制

(ア) 「週休1日制」とは、1週間に週休日が1日ある制度（例えば、日曜日が休日など）をいう。

(イ) 「週休1日半制」とは、1週間に週休日が1日と、他の1日の労働時間を通常の半日分程度にしている制度（例えば、日曜日が休日で土曜日が半休日など）をいう。

#### (2) 何らかの週休2日制

(ア) 「完全週休2日制」とは、毎週週休日が2日ある制度をいう。

(イ) 「完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度」とは、「月3回週休2日制」、「隔週週休2日制」、「月2回週休2日制」及び「月1回週休2日制」をいう。

#### (3) 「完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度」とは、何らかの週休3日制などをいう。

### 3. 年次有給休暇

#### (1) 「年次有給休暇」とは、労働基準法第39条でいう休暇をいう。

(2) 「付与日数」とは、年次有給休暇を年又は年度内に労働者に付与した日数をいい、繰越日数は含まない。

(3) 「取得日数」とは、年次有給休暇の付与期間中に労働者が取得した年次有給休暇日数をいう。

### 4. 定年制等

(1) 「勤務延長制度」とは、定年年齢が設定されたまま、その定年年齢に到達した者を退職させることなく引き続き雇用する制度をいう。

(2) 「再雇用制度」とは、定年年齢に到達した者をいったん退職させた後、再び雇用する制度をいう。

### 5. 賃金制度

#### (1) 時間外労働の割増賃金率

時間外労働の割増賃金率は、25%以上（1か月60時間を超える時間外労働に係るものを除く）とされている。（労働基準法第37条第1項）

(2) 「時間外労働」とは、法定労働時間（1日8時間、1週40時間）を超えて労働させることをいう。

(3) 「諸手当」とは、基本給を補充するものとして通勤手当、住宅手当などの名称で支給され①支給条件に該当している場合のみ支給する。②賞与等の算定基礎とならない。等の性格をもっている。本調査での諸手当は、所定外賃金や賞与など特別に支払われたものを除いている。

(ア) 「業績手当」とは、労働者個人、部門・グループを単位として達成した労働の量的成果及び会社全体として達成した業績に対して支給する賃金をいう。

#### (イ) 勤務手当

i. 「役付手当」とは、管理、監督などの職制上

- の地位にある者に対して支給する賃金をいう。
- ii. 「特殊作業手当」とは、危険、有害業務などの特殊な作業環境において勤務する者に対して支給する賃金をいう。
- iii. 「特殊勤務手当」とは、通常の労働者と異なる交代勤務など特殊な勤務をしている者に対して支給する賃金をいう。
- iv. 「技能手当、技術（資格）手当」とは、特定の技能、検査資格などを有する者に対して支給する賃金をいう。
- (ウ) 「精勤手当、出勤手当」とは、出勤奨励のための出勤日数を基準として支給する賃金をいう。
- (エ) 「通勤手当」とは、通勤費の全額又は一部として支給する賃金（定期乗車券、回数券等による現物支給を含む。）をいう。本調査では、平成26年11月を含む1か月以上の期間を対象として通勤手当が支給されている場合、1か月に換算した額を対象としている。
- (オ) 生活手当
- i. 「家族手当、扶養手当、育児支援手当」とは、配偶者、子供等の人数・年齢に応じて支給（扶養の有無を問わない。）する賃金をいう。
  - ii. 「地域手当、勤務地手当」とは、特定地域に勤務又は居住している者に対して、物価格差を補うために支給する賃金をいう。
  - iii. 「住宅手当」とは、住宅費（持家に係る費用、賃貸住宅の家賃等）の補助として支給する賃金をいう。
  - iv. 「単身赴任手当、別居手当」とは、単身赴任等で、家族と別居している者に対して支給する賃金をいう。
  - v. 「上記以外の生活手当」とは、上記(i)～(iv)の生活手当に該当しないもので、生活補助として支給する賃金（寒冷地手当、食事手当など）をいう。
- (カ) 「調整手当」とは、諸事由により生じた賃金の不均衡を調整し、均衡を図るために支給する賃金をいう。

## V 労働災害と安全衛生

### A 労働災害動向調査 (248～251頁参照)

#### 調査の目的

主要産業における年間の労働災害の発生状況を産業、規模及び災害程度別に明らかにすることを目的とする。

#### 調査対象の範囲

##### 1. 産業

- 日本標準産業分類のうち、次に掲げる産業とする。
- (1) 農業、林業
  - (2) 鉱業、採石業、砂利採取業
  - (3) 建設業
  - (4) 製造業
  - (5) 電気・ガス・熱供給・水道業
  - (6) 情報通信業（通信業、新聞業及び出版業に限る。）
  - (7) 運輸業、郵便業
  - (8) 卸売業、小売業
  - (9) 宿泊業、飲食サービス業（旅館、ホテルに限る。）
  - (10) 生活関連サービス業、娯楽業（洗濯業、旅行業、ゴルフ場に限る。）
  - (11) 医療、福祉（病院、一般診療所、保健所、健康相談施設、児童福祉事業、老人福祉・介護事業及び障害者福祉事業に限る。）
  - (12) サービス業（他に分類されないもの）（一般廃棄物処理業、産業廃棄物処理業、自動車整備業、機械修理業及び建物サービス業に限る。）

ただし、10～29人規模については、製造業のうち食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、木材・木製品製造業（家具を除く）、家具・装備品製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、窯業・土石製品製造業、金属製品製造業、はん用機械器具製造業及び生産用機械器具製造業のみとした。

##### 2. 調査対象

###### (1) 事業所調査

主たる事業が上記1に掲げる産業に属する常用労働者10人以上の民・公営事業所（農業、林業については、民営事業所のみ）とするが、管理・事務部門のみをもって構成する事業所及び鉱業、採石業、砂利採取業のうち鉱山保安法の適用を受ける鉱山を除く。

###### (2) 総合工事業調査

建設業のうち総合工事業に属し、労働者災害補償保険の概算保険料が160万円以上又は工事の請負金額が1億9,000万円以上の工事現場とした。

##### 3. 労働者

2に掲げる事業所に雇用されるすべての労働者で、常用労働者だけでなく臨時及び日雇労働者等を含む。ただし、建設業のうち総合工事業は工事現場で働くすべての労働者（直用、下請その他名称の種類を問わない。）とした。

#### 調査の時期

##### 1. 事業所調査

1月から12月までの1年間について、翌年1月1日から1月20日に実施した。

## 2. 総合工事業調査

上半期については1月から6月までの状況について、7月1日から7月20日に、下半期については7月から12月までの状況について、翌年1月1日から1月20日に実施した。

### 調査の方法

経由機関を経由しない自記式直接郵送調査

収集した調査票を厚生労働省大臣官房統計情報部において中央集計した。

### 用語の定義

#### 1. 労働災害率

##### (1) 度数率

労働災害の発生の頻度を表す数値であり、次の方  
式により計算される。

$$\text{度数率} = \frac{\text{労働災害による死傷者数}}{\text{延べ実労働時間数}} \times 1,000,000$$

##### (2) 強度率

労働災害による労働日数の損失程度、つまり災害  
の重さの程度を表す数値であり、次の方式により計  
算される。

$$\text{強度率} = \frac{\text{延べ労働損失日数}}{\text{延べ実労働時間数}} \times 1,000$$

#### 2. 労働損失日数

労働災害による被害の程度ごとに、次の基準で算出する。

- (1) 死亡—労働災害のため死亡したものをいう。即死のみならず負傷又は疾病が原因で死亡したものも含む。(7,500日)
- (2) 永久全労働不能—労働災害の結果、労働基準法施行規則に規定された身体障害等級表の第1級～第3級に該当する障害を残すものをいう。(7,500日)
- (3) 永久一部労働不能—身体障害等級表の第4級～第14級に該当する障害を残すもので、身体の一部を完全にそう失したもの、又は身体の一部の機能が永久に不能となったものをいう。(級に応じて50～5,500日)

労働損失日数内訳

労働不能程度・身体障害等級	労働損失日数
死亡	7,500日
永久全労働不能 (身体障害等級 第1級～3級)	7,500日
永久一部労働不能	
第4級	5,500日
第5級	4,000日
第6級	3,000日
第7級	2,200日
第8級	1,500日
第9級	1,000日
第10級	600日

第11級	400日
第12級	200日
第13級	100日
第14級	50日

- (4) 一時労働不能—死亡、永久全労働不能及び永久一部労働不能以外のもので、負傷の翌日以後負傷のため労働できないが、ある期間を経過すると治ゆし、身体障害等級の第1級～第14級に該当する障害を残さないものをいう。(所定休日も含めた暦日数の延べ休業日数に  $\frac{300}{365}$  を乗じた日数。うるう年は  $\frac{300}{366}$  を乗じた日数。)

## B 労働環境調査

(252～265頁参照)

### 調査の目的

本調査は、危険有害業務の状況及び労働環境の変化等の労働者への影響を把握し、快適な職場環境の実現を含めた安全衛生行政運営上の基礎資料とする目的とする。

### 調査の沿革

労働安全衛生特別調査は昭和41年に「労働安全基本調査」としてスタートし、それぞれ独立した5調査(「労働環境調査」、「労働者健康状況調査」、「労働安全衛生基本調査」、「技術革新と労働に関する実態調査」及び「建設業労働災害防止対策等総合実態調査」)を5年ローテーションで実施してきたが、平成23年からは「労働安全衛生特別調査」の下に、従前の5調査を5調査票としてまとめることとした。

ただし、平成24年に調査体系の見直しを行い、「実態調査」、「労働環境調査」及び「特定業種の労働災害防止対策実態調査」の3調査に組み替えを行い、平成25年調査からは調査名称を「労働安全衛生調査」に変更し、調査を実施することとした。

### 調査対象の範囲

#### 1. 地域

日本国全域

#### 2. 産業

日本標準産業分類による鉱業、採石業、砂利採取業、建設業(道橋建設工事、地下鉄新設工事を除く)、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、運輸業、郵便業(道路貨物運送業に限る)、不動産業、物品販賣業(物品販賣業に限る)、生活関連サービス業、娯楽業(洗濯・理容・美容・浴場業に限る)、サービス業(他に分類されないもの)(廃棄物処理業、自動車整備業、機械等修理業に限る)

#### 3. 事業所

上記2に該当する産業で常用労働者10人以上を雇用す

る民営事業所のうちから抽出した約13,000事業所

#### 4. 労働者

上記3の事業所で雇用されている常用労働者及び受け入れた派遣労働者のうちから抽出した約16,000人

#### 5. 工事現場

建設業（ずい道建設工事、地下鉄新設工事に限る）で労働災害補償保険の概算保険料が160万円以上又は工事請負金額が1億9,000億円以上の約400工事現場

#### 調査の時期

原則として平成26年9月30日現在とする。ただし、一部の事項については過去1年間又は過去3年間を対象とした。

なお、労働者調査については、調査票の配布を受けた事業所での記入する時点における状況とした。

調査の実施期間は、平成26年11月1日から同11月20日までとした。

#### 調査事項

##### 1. 事業所調査

- (1) 企業及び事業所に関する事項
- (2) 有害業務従事労働者の健康管理に関する事項
- (3) 有害業務の作業環境等に関する事項
- (4) 化学物質管理に関する事項
- (5) アスベストに関する事項

##### 2. 労働者調査

- (1) 労働者の属性等に関する事項
- (2) 有害業務に関する事項
- (3) 有機溶剤に関する事項
- (4) 化学物質に関する事項

##### 3. ずい道・地下鉄工事現場調査

- (1) 工事現場に関する事項
- (2) 工事現場の作業環境に関する事項
- (3) 工事現場の呼吸用保護具に関する事項
- (4) 粉じん抑制対策に関する事項
- (5) 測定に関する事項

#### 調査の方法

##### 1. 事業所調査及びずい道・工事現場調査

厚生労働省大臣官房統計情報部が直接、調査票を調査対象事業所（ずい道・工事現場調査はそれを統括する事業所）へ郵送し、調査対象事業所において担当者等が記入した後、厚生労働省大臣官房統計情報部へ返送し、実施した。

##### 2. 労働者調査

厚生労働省大臣官房統計情報部が直接、調査票を調査対象労働者の管理を行う事業所に郵送し、当該事業所の担当者等が抽出要領に基づき、対象労働者を抽出して調査票を配布し、調査対象労働者が自ら調査票を記入し、封緘した後に、事業所の担当者等がまとめて厚生労働省大臣官房統計情報部へ返送し、実施した。

## VI 労働者生活

### A 消費者物価指数

(266～269頁参照)

#### 調査の目的

全国の世帯が購入する家計に係る財及びサービスの価格等を総合した物価の変動を時系列的に測定するものである。すなわち、消費者物価指数は、家計の消費構造を一定のものに固定し、これに要する費用が物価の変動によってどう変化するかを指数值で示したものである。したがって、世帯が購入する財とサービスの種類、品質及び購入数量の変化を伴った生計費の変動を測定するものではない。

#### 調査の沿革

消費者物価指数の計算は、昭和21年8月に開始された。その後昭和24年8月に第1回の改正が行われ、算式もラスパイレス式に改められ、昭和21年8月まで遡って改算された。その後は消費構造の変化を考慮して、昭和30年以後、5年ごとに基準時が改正されてきた。

指数の分類体系は、作成開始以来5大費目による分類であったが、昭和56年から家計調査の収支項目分類が改正されたのに伴い、昭和55年基準の改定からは、10大費目による分類に改められた。

総合指数については、昭和45年基準改定から「持家の帰属家賃を含む総合」指数の算定を開始し、昭和60年基準改定に際し、「持家の帰属家賃を含む総合」指数を主系列表示した。平成7年基準改定では、「生鮮食品を除く商品」を新設した。

#### 指数の対象範囲

消費者物価指数は、世帯の消費生活に及ぼす物価の変動を測定するものであるから、家計の消費支出を対象としている。（ただし、消費支出のうち、信仰・祭祀費、寄付金、贈与金、他の負担費及び仕送り金は対象から除外している。）

したがって、直接税や社会保険料などの非消費支出や、有価証券の購入、土地・住宅の購入などの実支出以外の支出は指数の対象に含まれていない。

なお、持家の住宅費用については、「帰属家賃方式」により指数に組み入れている。

#### 指数算式

指数の算式は、基準時加重相対法算式（ラスパイレス型）である。品目*i*の基準時価格を*P<sub>oi</sub>*、比較時価格を*P<sub>ti</sub>*、ウエイトを*W<sub>oi</sub>*とすれば、基準時を100とした場合の比較時の指数*I<sub>t</sub>*を求める算式は、次のように表される。

$$I_t = \frac{\sum_{i=1}^n P_{ti} W_{oi}}{\sum_{i=1}^n P_{oi}} \times 100$$

i : 品目  
n : 品目数

#### **指数の基準時及びウエイト参照年次**

指数の基準時及びウエイトの参考年次は平成22年の1年間である。

#### **指数组目**

指数計算に採用する品目は、世帯が購入する財及びサービス全体の物価変動を代表できるように、家計支出の中で重要度が高いこと、価格変動の面で代表性があること、さらに、継続調査が可能であること等の観点から選定した587品目に持家の帰属家賃1品目を加えた588品目である。（沖縄県のみで調査する5品目を含む）

#### **価格資料**

指数計算に採用している品目の価格は、原則として総務省統計局実施の小売物価統計調査によって調査された市町村別・品目別的小売価格によっている。

#### **季節調整済指數**

物価変動の基調をみるために、季節調整済指數を作成している。作成系列は、「総合」、「生鮮食品を除く総合」、「持家の帰属家賃を除く総合」、「持家の帰属家賃及び生鮮食品を除く総合」、「食料（酒類を除く）及びエネルギーを除く総合」、「財」、「半耐久消費財」、「生鮮食品を除く財」である。

季節調整の方法は、アメリカ合衆国のセンサス局で開発されたセンサス局法Ⅱ（X-12-ARIMAのX-11パート）によっている。なお、季節調整済指數は、当初前年12月までのデータから求めた推定季節指數で当年の各月の原系列を除して算出するが、その後当年12月までのデータがそろった時点で当年のデータも含めて再び季節調整を行い、季節調整済指數の改定を行う。

### **B 家計調査**

(270～282頁参照)

#### **調査の目的**

全国の全世帯（施設等の世帯及び学生の単身世帯を除く）を対象として家計収支の調査を行い、都市別、地域別、収入階級別、そのほか世帯の特性による集計結果によって、国民生活の実態を毎月明らかにし、国の経済政策・社会政策の立案のための基礎資料を得ることを目的としている。

#### **調査の沿革**

昭和21年7月に始められた消費者価格調査から発展したもので、数回の改正を経て昭和37年7月に調査対象地域が全国の市町村に拡大（拡大改正）された。また、拡大改正後も数回の改正が行われたが、平成14年1月からは、調査対象を単身世帯まで拡大するとともに、2人以上の世帯について貯蓄・負債の保有状況等に関する調査を開始した。

#### **調査対象の範囲**

調査対象は、施設等の世帯及び学生の単身世帯を除い

た全国の全世帯とする。

なお、次に掲げる世帯は世帯としての収支を正確に計ることが難しいことなどの理由から、除外している。

- (1) 料理飲食店、旅館又は下宿屋（寄宿舎を含む。）を営む併用住宅の世帯
- (2) 賄い付きの同居人がいる世帯
- (3) 住み込みの営業上の使用人が4人以上いる世帯
- (4) 世帯主が長期間（3か月以上）不在の世帯
- (5) 外国人世帯

#### **調査の時期**

調査は毎月実施する。

#### **調査の方法**

家計調査は標本調査であり、地方、都市階級、人口増減率、産業的特色等により全国の市町村を層化して抽出された168市町村の調査単位区（原則として、隣接する2つの平成22年国勢調査調査区を1調査単位区とする。）から調査世帯を選定している。

調査単位区は、1年間継続して調査し、毎月12分の1ずつが新たに選定した単位区と交替する。調査世帯は、2人以上の世帯については6か月、単身世帯については3か月継続して調査され、順次、新たに選定された世帯と交替する仕組みになっている。

また、調査は「世帯票」、「家計簿」、「年間収入調査票」及び、「貯蓄等調査票」（二人以上の世帯のみ）の4種の調査票を用いて行う。

#### **結果の推定方法**

全国平均や地方別平均の結果については、市町村（層）別に調査世帯の抽出率が異なるため、まず、世帯数が母集団の大きさの489分の1になるように定められた市町村別調整係数を作成し、これに対して労働力調査の世帯分布結果（1年前の同じ月から始まる12か月分の平均）を基に地方（10区分）、世帯人員（4区分）、別に調整係数の補正を行って推定している。また、年平均は月別結果の単純平均として算出している。なお、「年間収入五分位階級」、「世帯人員」、「有業人員」及び「世帯主の年齢」の年平均値は、それぞれの月別結果を単純平均したものである。

## **VII 社会保険**

### **A 雇用保険業務統計**

(283～287頁参照)

### **B 労働者災害補償保険業務統計**

(288～289頁参照)

### **C 健康保険業務統計**

(290～291頁参照)

## D 厚生年金保険業務統計

(292頁参照)

## VIII 労使関係

### A 労使関係総合調査

(293～305頁参照)

#### 調査の沿革

労働組合に関する調査は戦前より実施され、内務省警保局及び社会局を経て厚生省労働局、勤労局及び労政局が順次これを主管し昭和19年まで継続した。その調査結果は昭和16年分まで公表されている。戦後直ちに厚生省労政局により労働組合設立解散統計（毎月設立解散状況及び月末現在数の調査）が着手され、昭和23年9月分からは労働省労働統計調査局に移管となって継続していくが、昭和24年6月改正労働組合法が労働組合の設立解散時の届出制を廃止すると共に、この統計も廃止された。

一方、上記の設立解散統計とは別に、昭和22年6月30日現在及び12月31日現在をもって、全国一斉の悉皆調査として「労働組合調査」が厚生省労政局によって実施された。この調査は昭和23年以降労働省統計調査局（昭和24年6月より労働統計調査部、昭和47年6月より統計情報部、昭和59年7月より政策調査部、平成13年1月より統計情報部と改称）が主管する毎年6月30日現在調査の「労働組合基本調査」に引継がれてきたが、昭和58年からは、「労働組合基礎調査」と名称を変更し、労使関係の状況を総合的に把握することを目的とした「労使関係総合調査」の一環として実施されている。この調査は、「労働組合基礎調査」と毎年テーマを変えて行う「実態調査」から成っている。

平成26年の「実態調査」は、「労使コミュニケーション調査」を行った。

### A-1 労働組合基礎調査

(293頁参照)

#### 調査の目的

我が国におけるすべての労働組合を対象として、労働組合数、労働組合員数、加盟組織系統等の状況を調査し、組合及び組合員の産業別、地域別、加盟上部組合別の分布等労働組合組織の実態を明らかにすること。

#### 調査対象の範囲

我が国におけるすべての労働組合とする（国家公務員法又は地方公務員法に規定する職員団体を含む）。ただし、船員の労働組合については、国土交通省海事局船員政策課の調査結果を利用する。

#### 調査の時期

平成26年6月30日現在

#### 調査事項

1. 単位組織組合及び単一組織組合については、労働組合名、企業名、組合員が所属する事業所の主要生産品名又は主要事業の内容、労働組合の種類、労働組合員数、適用法規、上部組合への加盟状況。
2. 連合団体については、組合名、組合の種類、組合員数、上部組合への加盟状況。

#### 調査の方法

都道府県の労政主管課及び労政主管事務所の職員が調査担当者となって労働組合を訪問し、代表者に所要事項を記入させる実地自計式（一部郵送を含む）をとっている。

また、調査票の回収については、平成24年調査よりインターネットを利用したオンライン報告方式（政府統計共同利用システムのオンライン調査システムを利用）を併用して行っている。

#### 用語の定義

1. 単位組織組合とは、規約上労働者が当該組織に個人加入する形式をとり、かつ、独自の活動を行い得る下部組織（支部等）がない労働組合をいう。
2. 単一組織組合とは、規約上労働者が当該組織に個人加入する形式をとり、かつ、その内部に独自の活動を行い得る下部組織（支部等）がある労働組合をいう。

なお、このうち最下部の組織を「単位組合」、最上部の組織を「本部」という。

3. 連合団体とは、複数の単位組織組合又は単一組織組合で構成する団体をいう。

ただし、本調査にあっては複数の組合で組織する常設的協議機関（協議体組織）も調査の対象としている。

### A-2 労使コミュニケーション調査

(平成26年)

(294～305頁参照)

#### 調査の目的

労使間の意思の疎通を図るためにとられている方法、その運用状況等、事業所側の意識及び労働者の意識等の実態を明らかにすることを目的とした。

#### 調査の範囲

1. 地域

全国

2. 産業

日本標準産業分類による次に掲げる16大産業

- (1) 鉱業、採石業、砂利採取業
- (2) 建設業
- (3) 製造業
- (4) 電気・ガス・熱供給・水道業

- (5) 情報通信業
- (6) 運輸業、郵便業
- (7) 卸売業、小売業
- (8) 金融業、保険業
- (9) 不動産業、物品販賣業
- (10) 学術研究、専門・技術サービス業
- (11) 宿泊業、飲食サービス業
- (12) 生活関連サービス業、娯楽業
- (13) 教育、学習支援業
- (14) 医療、福祉
- (15) 複合サービス事業
- (16) サービス業（他に分類されないもの）

#### 3. 事業所

上記2に掲げる産業に属する常用労働者30人以上を雇用する民営事業所から一定の方法により抽出された約5,500事業所とした。

#### 4. 労働者

上記事業所に雇用される常用労働者から一定の方法により抽出された約6,400人の労働者とした。

#### 調査の時期

調査対象期日は、平成26年6月30日現在とし、調査実施期間は、平成26年7月1日から7月20日までとした。

#### 調査事項

##### （事業所票）

- 1. 事業所の属性に関する事項
- 2. 労使コミュニケーション全般に関する事項
- 3. 労使協議機関に関する事項
- 4. 職場懇談会に関する事項
- 5. 苦情処理に関する事項
- 6. 外部の機関等の利用に関する事項
- 7. 労使関係についての認識

##### （個人票）

- 1. 個人の属性に関する事項
- 2. 労使コミュニケーション全般に関する事項
- 3. 労働組合に関する意識
- 4. 労使協議機関に関する事項
- 5. 個人の待遇等に関する事項

#### 調査の方法

厚生労働省から都道府県労政主管課及び労政主管事務所を経由して調査対象事業所に対し調査票を配布（一部郵送を含む。）し、調査対象事業所及び調査対象労働者が調査票に記入した後、都道府県労政主管課及び労政主管事務所の職員が調査票を回収（一部郵送を含む。）して厚生労働省に郵送した。

## B 労働争議統計調査

(306~313頁参照)

#### 調査の目的

我が国における労働争議の状況を調査し、その実態を明らかにして、労働行政推進上の基礎資料とすること。

#### 調査の沿革

明治30年に農商務省商工局と内務省警保局が初めて調査し、それ以降内務省社会局、厚生省労働局（後に勤労局、労政局）、昭和22年労働省労政局、昭和23年9月以降労働統計調査局（後に労働統計調査部→統計情報部→政策調査部→厚生労働省統計情報部となる）に移管され現在に及んでいる。この間数回改正が行われているが、主要なものとしては、昭和25年1月に、統計ができる限り争議の実態に近づかせるためと、国際的取扱基準に一致させる目的をもって、調査対象、集計基準等について一部改正を行った。

#### 調査対象の範囲

対象は労働争議全数である。

#### 調査の時期

労働争議が発生してから解決するまで、毎月の状況を月末現在で調査する。

#### 調査の方法

厚生労働省が調査票を都道府県労政主管課に配布し、都道府県労政主管課において記入した後、厚生労働省が回収し実施した。

集計基準は以下のとおり。

- 1. 同盟罷業その他の労働者側の争議行為と作業所閉鎖などが同時に実施された場合には、それぞれの行為を各形態欄に集計している。しかし合計欄ではこれらの行為のうち重複分は除いて集計している。
- 2. 1労働争議において主要要求事項が2つある場合には、要求事項の件数はそれぞれの要求内容に従ってそれぞれ集計している。

#### 用語の定義

労働争議とは、労働者の地位の向上に關係ある事項に関する労働者の団体とその相手方との間で生じた紛争のうち、解決のために第三者があっせん、調整もしくは仲裁に入ったもの、又は争議行為が現実に発生したものという。

総争議とは、争議行為を伴う争議と争議行為を伴わないが、その解決のために第三者が関与した争議との合計をいう。

争議行為とは、争議当事者がその主張を貫徹することを目的として行う行為であって、業務の正常な運営を阻害する行為（半日以上の同盟罷業、作業所閉鎖、半日未満の同盟罷業、怠業、業務管理等）をいう。

半日以上の同盟罷業とは、自己の主張を貫徹するため労働者の団体によってなされる一時的作業停止のうち、作業停止時間が1日の所定労働時間の1/2以上であるも

のをいう。

作業所閉鎖とは、使用者側が争議手段として生産活動の停止を宣言し、作業を停止するものをいう。

半日未満の同盟罷業とは、自己の主張を貫徹するために労働者の団体によってなされる一時的作業停止のうち、作業停止時間が1日の所定労働時間の1/2未満であるものをいう。

怠業とは、労働者の団体が自己の主張を貫徹するために作業を継続しながらも、作業を量的質的に低下させるものをいう。

業務管理とは、使用者の意志を排除して労働者によつ

て事業所が占拠され、専ら労働者の方針によって生産や業務が遂行されるものをいう。

労働損失日数とは、半日以上の同盟罷業及び作業所閉鎖の行われた期間に実際に作業を行わなかった争議参加人員の延人員の合計（間接的な損失日数は含まない）をいう。

## IX 国際労働関係統計

(314～315頁参照)